

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課	担当者	川野 浩一郎					
事業費名称	認可外保育施設運営補助事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市認可外保育施設運営補助金交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和3年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	300千円	300千円	千円					
令和2年度 予算額	68千円	68千円	千円					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	利用定員に対する利用者実人数	75%	令和8年度					
成果指標②	月平均受託児童数	95人	令和8年度					
補助対象者	認可外保育施設を運営する設置者							
補助対象経費	事業に必要な経費							
補助対象事業・活動の内容	認可外保育施設へ入所している乳幼児の健全育成を図るため、市内の認可外保育施設に対して運営費等を補助							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助基準額 ①施設割：年額30,000円（1施設当たり） ②児童割：年額15,900円（1人当たり） ※児童割については1施設当たり年額500,000円上限							
上記項目の積算方法	補助基準額と事業に必要な経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数切捨て）							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		繰入金		0.0%		0.0%		0.0%
		利用料収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	521,760	100.0%	194,357	100.0%	67,750	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	521,760	100.0%	194,357	100.0%	67,750	100.0%
	支出	事業費	521,760	100.0%	194,357	100.0%	67,750	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	521,760	100.0%	194,357	100.0%	67,750	100.0%
	支出計/前年度支出計				37.3%		34.9%	
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		3		1		1		
成果指標の推移①		36.98		40.00		14.28		
成果指標の推移②		25		15		5		
特記すべき事項等	該当無し							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内の認可外保育施設で実施する事業であり、実施する園に対し補助を実施し、子育て支援体制と児童福祉の充実を図る。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	認可外保育施設に待機児童解消の一翼を目的として当該事業を実施する事業主体に対し、補助金を交付する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	育児教材購入や衛星対策に対して補助をおこなうことにより、保育の質の向上や、園児の安全対策に一定の効果を上げている
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助対象施設で実施することで、専門知識を有する看護師・保育士による適切な保育を実施することができるものであり、現在のところ、補助金交付が最も適当な手段と考える。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助対象経費は、当該事業実施に係る部分の支出のみとなっており、公費を充てるものとして妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費及び補助基準額は、認可外保育施設の健全な運営の目的に応じて交付しているため、公費を充てることは妥当である
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 ■休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 子ども・子育て支援制度により、小規模保育事業所への移行に伴い、認可外保育施設数が減少した。 認可保育所・認定こども園等の保育施設が新設・増設したことにより認可外保育施設の入所者が減少し、対象施設が消滅した。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 ≪まとめ≫

薩摩川内市認可外保育施設運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる認可外保育施設運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。ただし、事業所内保育施設は除くものとする。

- (1) 当該年度4月1日現在薩摩川内市において、日々保護者の委託を受けて乳幼児の保育を行なっていること。
- (2) 1日の保育時間が8時間以上であること。ただし、保育時間が18時以降に及ぶ保育施設にあつては1日の保育時間が8時間以上若しくは18時以降の保育時間が6時間以上であること。
- (3) 保育に従事するものが児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、少なくとも2人は配置されていること。
- (4) 保育に従事するものの概ね3分の1（保育に従事するものが2人の施設にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有するものであること。
- (5) 乳幼児の保育を行なう部屋（以下「保育室」という。）の面積は、乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (6) 保育施設内での事故に係る傷害保険及び賠償責任保険に加入していること。
- (7) 前各号に定めるほか、厚生労働省の定める指導基準に概ね適合していること。

(補助金の区分等)

第3条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金は、次の各号に掲げる区分により交付する。

- (1) 施設割
- (2) 児童割（4月から9月までの月平均受託児童数とする。）
- (3) 施設の設置者が実施する児童の健康診断（以下「すこやか健診事業」という。）に要する経費。（以下「健診事業費」という。）

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。なお、別表の対象経費ごとに定められた補助基準額（当該経費の実支出額が当該補助基準額を下回る場合には、その額）の合計額と当該認可外保育所における次条に定める経費の実支出額の合計額とを比較して少額となる方の額とし、当該年度の予算の範囲以内とする。

(交付の申請)

第4条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ(様式第1号)
- (2) すこやか健診事業を実施する場合は、すこやか健診事業実施計画書(様式第2号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第5条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げるもののほか、薩摩川内市認可外保育施設運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第6条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ(様式第1号)

(3) すこやか健診事業を実施する場合は、すこやか健診事業実績報告書(様式第3号)

(4) 第4条に掲げる経費の領収書

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第7条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 利用定員に対する利用者実人数の割合

(2) 月平均受託児童数(月平均受託児童数については、一時的な預かりではなく通常保育として預かっている児童数とする。)

(補助事業者等の責務)

第8条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
施設割	・施設整備に要する経費 （安全対策を目的とするもの） ・職員研修に要する経費 （保育内容を高めるためのもの）	1 施設当たり 年額 30,000 円
児童割	・児童の保育に要する経費 （育児教材費、衛生管理費） ・施設の維持管理費に要する経費 （需用費、役務費、委託料等） ・施設整備に要する経費（施設割 不足分を含む）	1 人当たり 年額 15,900 円 1 施設当たり上限額 年額 500,000 円

健診事業費

入所人員	児童 1 人当たりの単価	1 施設当たりの上限額
30 人以下	5,300 円	105,400 円
31 人以上 60 人未満	3,400 円	138,000 円
60 人以上 90 人未満	2,300 円	162,000 円
90 人以上	1,800 円	300,000 円

※入所人員とは、当該年度の 4 月 1 日時点登録児童数とする。ただし、認可保育所利用者は含まない。

※市からの補助金以外で施設の設置者に健診事業費に充てる収入がある場合は、健診事業費からこの収入を控除した額を対象経費とする。

※対象となる健診は、年 2 回の内科検診、年 1 回の歯科健診とする。